

第6回NRU水戸ゴルフ大会

国労水戸

交流を深め団結を

5月26日、水戸市内内原カントリークラブにおいて、32名の参加者により優勝を目指して盛大に開催された。

当日は午前中、雨に見まわれるコンディションでしたが、午後から曇り空の中、日頃の鬱積を吹き飛ばし楽しくプレーすることができた。

優勝は退職者の会の清水勉さんが初優勝に輝きました。表彰式では毎年好評となっている景品のメロ

ンや協賛して頂いた中央労金、交運共済事業本部。アベニールからの豪華賞品に



国労水戸地方本部
水戸市中央1-1-11
E N Yビル2F
029-221-4008
発行責任者 塚原良雄
編集責任者 坂下 司

つがひつがひ
技術(わ)と
魂(こころ)と
運動を

注目が集まり、参加者一同、順位発表に大いに盛り上がり終了してきました。



東日本本部ゴルフ大会
出場メンバーにはグロス上位4名を選出した。

- 中村賢一 土浦地区分会
- 岩本正夫 土浦地区分会
- 坪 次夫 大子地区分会
- 福田忠男 水戸地区分会

9月11日(月) 栃木県
で予定しています。

休日出勤で法定休日、法定外休日では金額が変わるのか

労働基準法では休日労働を行った場合、「35%以上の割増賃金」を支払うことが定められています。これは法定休日に働いた場合です。
(法定休日に休日労働を行う場合、使用者と労働者に「36協定」が必要です。)

法定外休日ではどうなの

例えば、土日休みの会社で土曜日に出勤した場合、同じ週の最初の日曜日に休んでいれば「週1日の法定休日」が確保されています。(1週間の起算は日曜日)
土曜日は法定外休日となるため休日労働とはみなされず割増賃金の対象とはなりません。

JRではどうなの

就業規則により法定外休日でも「35%以上の割増賃金を」支払うことは問題ありません。
多くの会社では月曜から金曜、そして土曜も働くと「1週40時間」という法定労働時間を超えることになるので時間外手当「25%以上の割増賃金」がつくことに。